

史跡の追加指定について

文化財課

国の文化審議会は、令和4年6月17日(金)に開催された同審議会の審議・議決を経て、下記のとおり文部科学大臣に答申を行った。今後、官報に告示される予定である。

1 史跡の追加指定(1件)

(1) 史跡「北谷城跡」(ちやたんじょうあと)

(指定年月日 令和3年3月26日、文部科学省告示第44号)

- ①既指定地： 沖縄県中頭郡北谷町字大村城原332番外 44筆
- ②追加指定地： 沖縄県中頭郡北谷町字大村城原361番外 6筆
- ③既指定面積： 32,133.22㎡
- ④追加指定面積： 16,049.40㎡
- ⑤指定面積総合計： 48,182.62㎡
- ⑥追加指定地所有者・占有者：個人等
- ⑦解 説

北谷城跡は、本島中部の西海岸、北谷町に所在する東西約500m、南北約150m、標高約44mを最高所とする舌状丘陵に築かれた城(グスク)跡である。13世紀後半から16世紀前半にかけて、中山の拠点にもなっていたグスクで、かつては麓まで海が迫り、防衛と交易に適した立地であったと想定されている。

現時点で城の造営に関する明確な記録はなく、金満按司や大川按司、谷茶按司の三系統の興亡があったとの伝承が残っている。城跡は丘陵中央の最高所に位置する一の曲輪をはじめ、5つの曲輪と2つの平場からなり、各曲輪は主に琉球石灰岩を用いた切石積みや野面積みの城壁で囲まれ、石垣がない場所は切岸となっている。

北谷城跡は自然の地形を巧みに取り込みながら堅牢に築かれ、沖縄本島内のグスクが集約されるなか、中山における北方の要として琉球国の成立後まで存続し、その成立過程の一端を解明できる拠点グスクとして貴重である。

今回、一の曲輪や四の曲輪、五の曲輪の一部を追加指定し、保護の万全を図るものである。



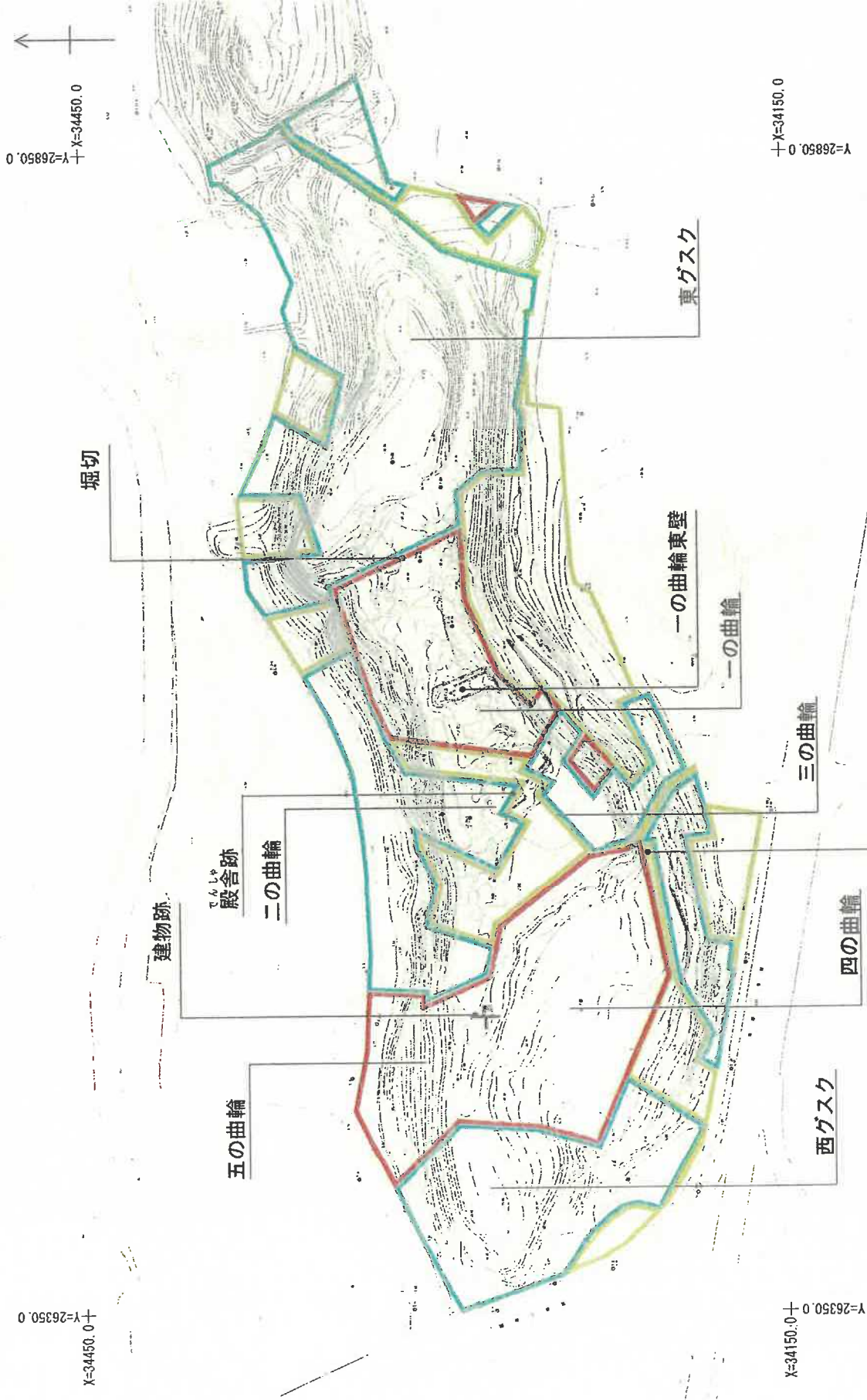
左：北谷城跡全景

右：石垣の根石

(一の曲輪東壁)

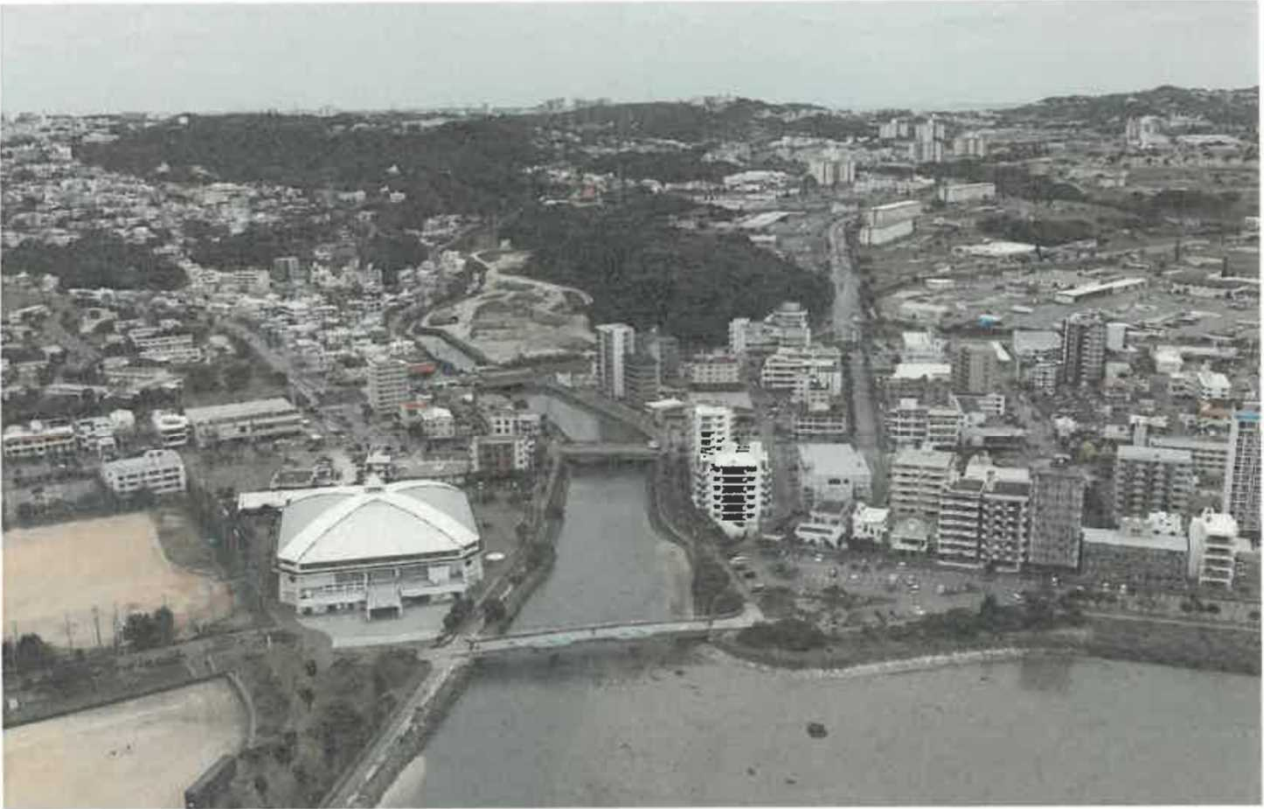
写真提供：北谷町教育委員会

北谷城跡 指定等の対象文化財の価値を示す図面（カラー）



凡 例	
今回指定する範囲	—
既指定範囲	—
今後保護を要する範囲	—





北谷城跡 北谷城跡全景（西より：2021年12月撮影）（北谷町教育委員会提供）



北谷城跡 建物跡（三の曲輪北西部）（北谷町教育委員会提供）